

令和7年度手話言語及び情報コミュニケーション施策推進事業提案書作成要領

この要領は、令和7年度手話言語及び情報コミュニケーション施策推進事業を委託するに当たり、総合的な審査により受託者を選定することを目的とし、公募型プロポーザル参加者が提案書を作成するために必要な事項を定めるものである。

公募型プロポーザル参加者は、公告、「公募型プロポーザル説明書」及び「仕様書」を確認の上、この要領により必要な書類を提出するものとする。

1 提出書類

- (1) 提案書提出届（別記様式1号）
- (2) 提案書（別記様式2号）
- (3) 見積書（別記様式3号）
- (4) 提出部数

提案書一式：正本1部、副本5部

2 作成要領

(1) 様式等

ア 提案書類は、原則として、A4版・両面使用、縦置き横書き（横綴じ）とすること。

ただし、図表等の表現の都合上、用紙及び記述の方法を一部変更することは可能とする。

イ 審査の公正を期すため、提案書の副本5部には、事業者名、住所、ロゴマークなど、公募型プロポーザル参加者を特定できる表示を付さないこと。

なお、実施体制図などには、公募型プロポーザル参加者名を「当社」又は「当団体」等と記載すること。

(2) 提案書作成の基本的な考え方

ア 提案書の冒頭で、本事業を実施するにあたっての考え方を提示すること。

イ 団体の組織概要（とりわけ当該業務に係る部署及び人数等）について記載すること。

ウ 提示した考え方と個別の業務内容との整合性・一貫性に配慮すること。

エ 本事業の独自性が発揮できる提案とすること。

オ 個人情報の取組みについて記載すること。

(3) 事業内容

令和7年度手話言語及び情報コミュニケーション施策 推進事業業務仕様書内容等	提案書の作成に当たっての留意点
1 イベント内容企画・運営業務 普及啓発のためのイベントの内容を企画・提案する。 (1) ステージイベント ア 条例の説明 イ 条例制定を記念した講演 ウ 東京 2025 デフリンピックの報告会 エ 手話パフォーマンス、手話教室 (2) 販売ブース (3) 障害者団体による各意思疎通手段の啓発 (4) 広報用資料の配布 (5) アンケート回収 (6) 進行・演出・運営管理等 (7) 会場準備・設営・撤去等	各業務の内容、構成、レイアウト、出演者等を提案すること。 来場者 200 人以上を達成すること及び「手話が言語であること」や「障害にも様々な特性があり、障害の特性に応じた意思疎通手段があること」の周知のための工夫を記載すること。
2 普及啓発・広報業務 イベントを県内に広く周知するため、啓発を行う。 (1) 啓発用のチラシ制作・納入業務 (2) 啓発用のポスター制作・納入業務 (3) インターネット媒体を活用したイベントの広報 (4) 特設サイトの開設	各業務の内容、構成、レイアウトの工夫等を提案すること。 イベント及び「手話が言語であること」や「障害にも様々な特性があり、障害の特性に応じた意思疎通手段があること」の周知のための工夫を記載すること。
3 本業務の目的に応じたその他の提案	条例制定の目的や理念について県民の理解と関心の増進を促すため効果的な企画があれば提案すること。

(4) 見積書について

- ア 詳細な積算内容が分かるようにすること。
- イ 消費税及び地方消費税相当額を明記すること。
- ウ イベントに係る経費のうち、障害者団体出演者及び意思疎通支援者に対する報償及び旅費については、次のとおり想定していること。

【障害者団体出演者】

1 時間あたり 4, 8 0 0 円×人数

【意思疎通支援者報償】

(ア) 手話通訳者等謝金

必要に応じて、手話通訳者等を派遣するものとする。

1 時間当たり 3, 0 0 0 円×人数（基本は2 人一組）

(イ) 要約筆記者等謝金

必要に応じて、要約筆記者等を派遣するものとする。

1 時間当たり 2, 0 0 0 円×人数（基本は4 人一組）

(ウ) 通訳介助者等謝金

必要に応じて、通訳介助者等を派遣するものとする。

(1時間当たり2,000円+派遣調整料1,000円)×人数(基本は2人1組)

(エ) 失語症向け意思疎通支援者

必要に応じて、失語症向け意思疎通支援者等を派遣するものとする。

1時間当たり2,000円×人数(基本は2人1組)

【旅費】

この事業に参加する障害者団体出演者及び意思疎通支援者に対しては、旅費を支給するものとする。

1人1回当たり見込み 2,600円